

貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）改訂箇所新旧一覧

項目番号	6/19 第1版	7/21 第2版
1	各事業者においては、実情に合わせた対策を講じることとする。	各事業者においては、 本ガイドラインに沿った 対策を講じることとする。
1		また、バスの換気性能に鑑みれば、バスはコロナ感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者や一般国民にPRすることとする。→追加
3(1)②	○出発前に利用者の体調管理(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している利用者には、旅行参加を遠慮していただく。	○出発前に利用者の体調管理(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している 利用者等(※) には、旅行参加を遠慮していただく。 ※感染者の濃厚接触者や、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触者を含む。
3(1)③	○旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を2週間保存する。	○旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を 最低1ヶ月間 保存する。
(付録)	○はとバス エアコンによる車内換気（排気・外気導入）	→削除